

◎新潟県告示第 216 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定により指定納付受託者を指定したので、同条第 2 項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和 8 年 3 月 27 日

新潟県知事 花 角 英 世

1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地

名称	住所又は事務所の所在地
株式会社 N T T データ	東京都江東区豊洲三丁目 3 番 3 号

2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等

一般旅券発給事務手数料

3 地方自治法第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定による指定をした日

令和 8 年 3 月 27 日